

○豊丘村空き家改修費補助金交付要綱

平成 20 年 4 月 1 日
豊丘村要綱第 4 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊丘村人口増対策基本計画に基づく無居住住宅（以下「空き家」という。）を利用した人口の増加対策、また、村内各所に点在する空き家の環境保全対策の一環として、空き家を整備し、居住する者に対し、空き家改修費補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付の対象者等)

第2条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）は、豊丘村内において自ら居住するため空き家の改修を行う者で次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 豊丘村空き家情報活用制度の物件登録者（貸主）又は利用登録者（借主）で、当該物件を賃貸借で利用する者
- (2) 空き家の改修を村内建設業者において行う者
- (3) 市町村税等を滞納していないこと。

2 この補助金を受けられるのは、1回を限度とする。

3 借主で補助を受けた者は、改修後速やかに居住しなければならない。

(補助対象事業)

第2条の2 補助金の交付対象となる事業費（以下「補助対象事業費」という。）は、住宅の機能向上のために行う改修に係る経費で、内容は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 居住するために必要な浴室、トイレ、台所の改修及びこれらに付属する備品類
- (2) 壁、柱、床、はり及び屋根の改修
- (3) 畳、ふすま、障子及びガラス（サッシ）の交換
- (4) 電気（昇圧）、上下水道設備の改修、新設、給湯器の新設、交換
- (5) 空き家に残存する家財道具の処分
- (6) その他適当と認められる改修工事

2 次の各号に掲げる事業については、補助金交付の対象としない。

- (1) 合併浄化槽の設置、上下水道設備工事にかかる受益者負担金及び加入金
- (2) 増設、新築、家電製品、家具調度品類の購入
- (3) 門、塀及び庭園（庭木を含む）の新設並びに改修、太陽光発電設備の設置、サンルーム、車庫、倉庫及び離れの新設並びに改修、物品の購入等居住に直接必要のない事業

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象事業費の1/2以内の額とする。ただし、1件当たり60万円を補助金の限度額とする。また、補助金に1,000円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、空き家改修費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添え、村長に提出しなければならない。

- (1) 空き家の間取り平面図
- (2) 貸主が申請者となる場合は固定資産税の納税証明書、借主が申請者となる場合は市町村民税の納税証明書
- (3) 工事見積書
- (4) 工事予定箇所の写真
- (5) 借主が申請者となる場合は、物件登録者の同意書
- (6) その他村長が必要と認める書類

(補助金の決定)

第5条 村長は、前条の規定による補助金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る内容を審査し、適当と認めるときは、空き家改修費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更届)

第6条 補助金の決定を受けた者は、次の一に該当する場合、遅滞なく空き家改修費補助金交付変更届(様式第3号)を村長に提出しなければならない。

- (1) 改修工事の内容を変更するとき。
 - (2) 改修工事を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 工事が予定期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難となったときは、遅滞なくその旨を報告し指示を受けなければならない。
- 3 村長は、第1項の変更届の提出又は報告があった場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。
- 4 前項の規定により補助金の交付の変更を決定したときは、空き家改修費補助金交付決定変更通知書(様式第4号)により通知する。

(工事完了届)

第7条 補助金の決定を受けた者は、決定の日から起算して6か月以内かつ決定年度内に工事を完成させ、完成の日から14日以内に工事完了届(様式第5号)を村長に提出しなければならない。ただし、災害等その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(工事完了検査)

第 8 条 村長は、補助金の決定を受けた者から工事完了届の提出があったときは、速やかに検査し補助金の確定をしなければならない。

(補助金の支払)

第 9 条 補助金は、工事完了検査後交付するものとする。

(補助金の返還)

第 10 条 村長は、補助金の交付を受けた者が次に該当する場合には、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 改修工事を完了した日から起算して 6 ヶ月以内に、豊丘村に住所を有しないとき。
- (2) 居住後、3 年以内に当該物件から転居または豊丘村から転出したとき。
- (3) 居住後、3 年以内で当該物件の取り壊しまたは売却したとき。
- (4) 居住後、村税等に滞納があったとき。
- (5) この要綱に違反したとき。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。